

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和5年法律第48号）施行に伴い、健康保険被保険者証等が廃止となったため、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

被保険者証等の廃止に伴う関係規定の整備

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第16号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「被保険者証等」を「条例第2条第7号に規定する医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。